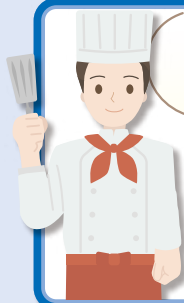


創業関連保証・スタートアップ創出促進保証のご案内



これから創業される方、創業後間もない方の事業の実施に必要な資金調達を応援する保証制度です。

例えば、このような事業計画をお考えの皆さまに



調理師専門学校卒業後、15年間飲食店に勤務。目標の自己資金額も貯まり、食材にこだわった本格中華料理店を開店したい。

飲食店

資金使途例

- 店舗改装工事資金
- 食材仕入資金
- 厨房機器購入資金
- 人件費



建設業界で10年修行し、技術や関連資格を取得。勤務先の社長からの後押しもあり、内装工事業者として独立したい。

建設業

資金使途例

- 資材仕入資金
- 営業車両購入資金
- 工具購入資金



美容師として勤務し、技術や経営ノウハウを習得。指名の固定客も多く、好条件のテナントを見つけたため、自分のお店を持ちたい。

美容業

資金使途例

- 店舗内装工事資金
- 広告宣伝費
- 消耗品費



創業から3年が経過し、DX機運の高まりから受注が増加。受注の増加に対応するため、新たにエンジニアを採用し事業を拡げたい。

ソフトウェア業

資金使途例

- 人件費
- 外注費
- PC・周辺機器購入資金

創業関連保証

これから創業される方、創業後5年未満の方がご利用いただける保証制度です。

保証限度額

3,500万円※

信用保証料率

年0.6%

連帯保証人

必要となる
場合がある

担保

不要

スタートアップ創出促進保証

これから創業される方、創業後5年未満の法人がご利用いただける保証制度です。金融機関から融資を受ける際、経営者保証が不要となります。

保証限度額

3,500万円※

信用保証料率

年0.8%

連帯保証人

不要

担保

不要

※保証限度額は両制度合算で3,500万円となります。詳しい制度要件については、本チラシ裏面および当協会ホームページをご確認ください。

茨城県から手厚い保証料補助が受けられる「茨城県創業支援融資」、「茨城県女性・若者・障害者創業支援融資」のご利用も併せてご検討ください。融資期間に応じて、年1.3%~1.6%の低金利でご利用いただけます。詳しくは当協会ホームページをご参照ください。

あなたのチャレンジを応援します!
—企業とともに未来へ—

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



ご相談・
ご質問は
こちらまで



創業専門の
担当者が
お伺い
いたします。

水戸営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆企業サポート室 ☎029-224-7813

土浦営業部

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和8年4月発行

制度概要

制度名	創業関連保証	スタートアップ創出促進保証
要件	①事業を営んでいない個人であって、1か月以内※に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの	—
	②事業を営んでいない個人であって、2か月以内※に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの	①事業を営んでいない個人であって、2か月以内※に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
	③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの	②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの
	④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの	—
	⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
	⑥中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	④中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
	⑦上記④に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの	⑤創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの
創業計画書	事業未着手(要件①②③)は必要	全ての要件で必要
保証限度額	3,500万円	
自己資金要件	なし	税務申告1期末終了の創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
責任共有制度	責任共有対象外	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)	10年以内(据置期間1年以内) ただし、プロパー協調融資または保証申込時にプロパー融資残高がある場合は据置期間3年以内
連帯保証人	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	保証人は徴求しない
担保	物的担保は徴求しない	
融資利率	金融機関所定	
信用保証料率	年0.6% (通常の保証料率0.9%から0.3%引下げ中)	年0.8% (通常の保証料率1.1%から0.3%引下げ中)
ガバナンス体制の確認	なし	金融機関は、創業者に対して、創業3年目・5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出を受け、保証協会に提出する。

※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者の場合は、6か月以内。